

安心・安全な社会の実現に向けた情報通信技術のあり方に関する調査研究会  
第 2 回議事要旨

1 日 時 平成 1 8 年 5 月 2 6 日 ( 金 ) 1 0 時 ~ 1 2 時

2 場 所 総務省地下 2 階講堂

3 出席者

( 構成員、敬称略 ) 齊藤 忠夫、小川 雄二郎、渡邊 正樹、日佐 和夫、前野 春枝、  
山田 和晴 ( 大森慎吾代理 )、小沢 秀司 ( 堀川康代理 )、室崎 益輝、大西 吉久  
( 総務省 ) 松本技術総括審議官、西本宇宙通信政策課長、斉藤補佐、翁長研究推進室補佐他  
その他、オブザーバとしてメーカ・事業者や関係省庁が約 3 0 名参加。

4 議 題

- ( 1 ) 災害対策・危機管理WGの検討状況について
- ( 2 ) 食の安心・安全WGの検討状況について
- ( 3 ) 児童・高齢者などの市民生活支援WGの検討状況について
- ( 4 ) 中間取りまとめ目次案について
- ( 5 ) 今後のスケジュール等について

5 議事内容

「災害対策・危機管理分野」、「食の安心・安全分野」、「児童・高齢者や弱者などの市民生活支援分野」各ワーキンググループの主査からの検討状況について説明が行われた。主なコメントの概要は以下のとおり。

( 災害対策・危機管理分野について )

- 技術的に課題が解決可能であることと社会にその技術がコスト的に導入できることの両面を考えることが必要ではないか。
- 災害対策・危機管理用に関し、アメリカでは I P とスタンダードなコンピュータ端末で組まれている。日本ではそれぞれの特注品が一般的。特注品での対応の場合、経済原理によって技術が陳腐化しても簡単に取り替えることはできない。システムのオープンソースでの対応等について検討してはどうか。災害対策・危機管理システムだからといって特別なシステムにしなくてもよいのではないか。
- 官邸には災害の全体像が集まるが、都道府県や各省庁レベルでは全体像がわからない。全体像の把握はそれぞれの機関が連携したり、意思決定したりするために必要なので、全体像の情報共有についてもアウトプットに加えてはどうか。
- 各省庁が現在どのようなシステムを使っているか既存システムについて整理すべき。

- 災害対策・危機管理のニーズにロジスティックスの支援があるが、総務省が推進しているユビキタスネットワークの成果を活かすこともできるので是非検討すべき。
- 全ての情報が官邸に集まってもパンクする。情報伝達の流れでは情報の取捨選択の過程が重要。横の機関間連携のみならず縦の連携も重要。
- 情報の取捨選択により有用な情報が欠落する、生データも重要。
- 理想的なネットワークシステムを作るという視点だけでなく、それが社会でうまく機能するように活用方策についても併せて検討することが必要。

（食の安心・安全分野について）

- 大手の食品メーカーや流通メーカーは健康被害など食の問題に迅速に対応できるが中小でローカルなメーカーはそうできない。食の関係では中小でローカルなメーカーが多くICTの活用が期待される。
- （例えば不適切な食品添加物が使われていたなどで）食品に問題が生じたときに、当該の食品の回収がどのくらい徹底的になされているか不明であり、ICTがこのような問題に対して活用できないか。
- 安心・安全のためのICTの活用の仕方は3つある。1つ目は「想定される問題点に対するシステムの構築」。これは各社で共通性があることから、ICTを活用し標準化を行いコストダウンを図ることが可能。2つ目は「想定外の問題点に対する対応」。これに対しては各業種の特性などが絡んでおり単一的な対応で対処できないがシステム構築の際には対応できないか考えることが必要。3つ目は「事故が起きたときの対応」。工場の中での問題というよりもむしろ社会に対してどのようなアクションをすべきかということ。事故が起きたときに対応がうまくできるようなシステムを構築するためにもISO22000のハザード分析の技能を持っている方もシステム開発に携わることが必要か。

（児童・高齢者や弱者などの市民生活支援分野について）

- 高齢者、児童が使いこなせるシステムを構築すべき。例えば、情報伝達過程で、高齢者は耳が遠いためなかなかうまく情報が伝わらないことも考えられる。そのような利用者の特性を考えたICTの活用方策を検討すべき。

（最後に）

- 技術開発のみならず、技術・システムの普及方策も極めて重要であり、普及させるためにはどういうメカニズムがあり得るのか検討してはどうか。社会基盤として共通の基盤を持つてのではないだろうか。
- それぞれの検討分野における安心・安全の確保に対して誰がそのレスポンシビリティを持つかが明確化することは極めて困難。
- 災害対策・危機管理について安心・安全の確保に向けて役所がサービスを行っているが「安全権」に対する項目の根拠は憲法から読み取ることができない。

- 憲法で明文化されていなくても国民は規制反射的に行政が行うべきことと考えているはず。技術的に安心・安全の確保を完全にコミットすることは難しいかどこまで可能か検討することは必要。
- 情報連携を考える際には既存情報通信インフラとして現在何があるかを整理しておくべき。
- 諸外国の動向もまとめるべき。何が安心、安全なのかを考える場合、最近、外国人居住者や外国人観光客が増加していることを踏まえ、安心、安全などに対する国家的な違いも明らかにしておくこと今後の検討に役に立つのではないか。
- 実証実験を行う際には地方自治体の協力が必要。省庁連携の実証実験など、他省庁が既に実証実験等を行い地元と築いた協力関係を省庁の枠を越えて活用してはどうか。
- サービスを提供する側だけでなくサービスを受ける側の負担の多寡についても検討してはどうか。

以 上